

自動化ゲート利用案内（在留している外国人の方用）

出入国在留管理庁

これは、在留している外国人の方が自動化ゲートの利用を希望する場合の利用案内です。内容を十分読んで、御不明な点は、担当者にお尋ねください。

1 自動化ゲートの設置場所

- 成田空港（第1旅客ターミナルビル、第2旅客ターミナルビル）
（注）第3旅客ターミナルビルには設置されていません。
- 羽田空港（第3ターミナル）
（注）第2ターミナルには設置されていません。
- 中部空港（第1ターミナル）
（注）第2ターミナルには設置されていません。
- 関西空港

2 自動化ゲートの利用が可能な方

- 有効な旅券及び再入国許可をお持ちの方
- 有効な再入国許可書又は難民旅行証明書をお持ちの方
- 有効な旅券及び在留カード又は特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）（以下「在留カード等」といいます。）をお持ちの方で、みなし再入国許可により出入国を希望される方
なお、在留資格「外交」及び「公用」により在留する方、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は駐日パレスチナ代表部の職員及び当該職員と同一の世帯に属する家族の方については、在留カード等の提出を要しませんが、在留資格「公用（3月以内）」で在留中の方は再入国許可が必要です。

3 自動化ゲート利用希望者登録

自動化ゲートの利用を希望する方は、あらかじめ指定された登録場所（以下「指定登録場所」という。）において、出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則の定めるところ並びにこの利用案内に従って、利用希望者登録を行う必要があります。

なお、利用希望者登録を行っていただくと、自動化ゲートが設置されているいずれの空港においても自動化ゲートを利用することができます。

4 自動化ゲート利用希望者登録の指定登録場所

- 東京出入国在留管理局
- 名古屋出入国在留管理局
- 大阪出入国在留管理局

- 東京出入国在留管理局成田空港支局
- 東京出入国在留管理局羽田空港支局
- 名古屋出入国在留管理局中部空港支局
- 大阪出入国在留管理局関西空港支局

※ 受付時間や具体的な受付場所につきましては、出入国在留管理庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00111.html）又は自動化ゲート問い合わせ先（P. 8に記載）にて御確認ください。

5 自動化ゲート利用希望者登録の手続

(1) 必要なもの

- 旅券（再入国許可書を含む。）又は難民旅行証明書
- 自動化ゲート利用希望者登録申請書（再入国者用）
- 在留カード等（在留資格「外交」及び「公用」により在留する方、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は駐日パレスチナ代表部の職員及び当該職員と同一の世帯に属する家族の方については、在留カード等の提出を要しませんが、在留資格「公用（3月以内）」で在留中の方は再入国許可が必要です。）

(2) 登録の方法

- 申請書に必要事項を記入してください。
- この利用案内を十分に読み、その内容を了解した上で、同意した旨の署名をしてください。
- 申請書、旅券（又は難民旅行証明書）及び在留カード等を指定登録場所の担当者に提出してください。
- 担当者の案内に従い、両手（ひとさし指）の指紋及び顔写真を専用の機器を使って提供してください。
- 登録が終わりましたら、担当者から、登録済のスタンプとQRコードシールが貼付された旅券をお受け取りください。

なお、QRコードの下部には、「みなし再入国対応（for Special Re-Entry）」の文字が印刷されていますが、みなし再入国対象とならない方については、当該文字を抹消していますので御注意ください。

(3) 登録完了の御案内

登録の手続上、申請されたその場で登録が完了しないことがあります。その場合には、後日結果の通知を郵送しますので、登録が完了した旨の通知を受けられた方は、御都合のよいときに通知書に記載された指定登録場所にお立ち寄りください。

6 自動化ゲート利用希望者登録に当たっての留意事項

- | |
|------------------------------|
| ○ 旅券に併記されている方は利用希望者登録ができません。 |
|------------------------------|

自動化ゲート利用時は、旅券の番号で登録された方を検索しますが、自分だけの旅券がなく、親族の旅券に自分の名前が併記されている方は、固有の旅券の番号がないため、登録ができません。併記旅券の名義人御本人が登録される場合は、登録された方がお一人で自動化ゲートを利用する場合に限り可能となります。

○ **両手の指紋を提供できない場合は利用希望者登録をすることはできません。**

自動化ゲート利用時は、両手の指の指紋で登録された方との同一人性を確認（認証）しますが、片手の全指が欠損しているなど、一方の手についていずれの指の指紋も提供ができない場合は、十分な認証ができないため登録ができません。

ひとさし指の指紋の提供が不可能な方は、中指、薬指、小指、おや指の順番で、いずれかの提供可能な指の指紋を提供してください。

なお、提供不可能な理由が一時的なケガであっても、自動化ゲートの利用には、登録した指紋と同じ指の指紋で認証を受ける必要がありますので、ひとさし指以外の指の指紋を提供された方は御注意ください。

○ **自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は機械の操作ができない方は利用ができません。**

セキュリティ上問題があるため、自動化ゲートを一度に2人以上が通過することはできません。したがって、お一人では指紋の提供ができない方は利用ができません。

○ **お子さんについては、指紋の登録あるいは自動化ゲートでの認証ができない場合があります。**

利用に年齢制限はありませんが、自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は機械の操作ができない方は利用ができません。また、12歳ぐらいまでのお子さんについては、指紋が十分に安定しておらず、指紋の登録ができない場合があります（登録ができて、自動化ゲートでの認証ができないことがありますので、御注意ください。）。

○ **登録時に提供のあった指紋を含む情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報として取り扱われ、同法に基づいて可能な範囲を超えて利用又は提供されることはありません。**

7 自動化ゲートの利用方法

(再入国許可で出国する場合)

- 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は、登録済みスタンプの近くにあるQRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 次に、ディスプレイ画面に「みなし再入国(Special Re-Entry)」と「再入国(Re-Entry)」のイラストが表示されますので、「再入国(Re-Entry)」をタッチして選択してください。

- 続いて、画面の案内にしたがって、再入国許可証印のQRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 最後に、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して指紋を提供してください。
- 指紋の認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、審査ブースにいる職員の前に進み、旅券とあらかじめすべての欄の記入を終えた再入国用出入国記録カード（以下「REカード」といいます。）を渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返却します。
これで手続はおしまいです。

(みなし再入国で出国する場合)

- 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は、登録済みスタンプの近くにある「みなし再入国対応の利用者登録証」のQRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。この場合、みなし再入国対応の利用者登録証をお持ちでない方は、改めて利用者登録を行う必要がありますので御注意ください。
- 次に、ディスプレイ画面に「みなし再入国(Special Re-Entry)」と「再入国(Re-Entry)」のイラストが表示されますので、「みなし再入国(Special Re-Entry)」をタッチして選択してください。
- 最後に、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して指紋を提供してください。
- 指紋の認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、審査ブースにいる職員の前に進み、旅券、在留カード等とあらかじめすべての欄を記入したREカード（みなし再入国意図記載欄にチェック「レ」したもの、又は出国予定期間をきちんと記載したもの。）を渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返却します。
これで手続はおしまいです。

(再入国許可で入国する場合)

- 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は、登録済みスタンプの近くにあるQRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 次に、ディスプレイ画面に「みなし再入国(Special Re-Entry)」と「再入国(Re-Entry)」のイラストが表示されますので、「再入国(Re-Entry)」をタッチして選択してください。

- 続いて、画面の案内にしたがって、REカードのバーコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 最後に、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して提供してください。また、この後顔写真を撮影しますので、カメラの方向を向いてください。
- これらの認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、職員の前に進み、旅券とあらかじめすべての欄の記入を終えたREカードを渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返却します。
これで手続はおしまいです。

(みなし再入国で入国する場合)

- 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は、登録済みスタンプの近くにある「みなし再入国対応の利用者登録証」のQRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 次に、ディスプレイ画面に「みなし再入国(Special Re-Entry)」と「再入国(Re-Entry)」のイラストが表示されますので、「みなし再入国(Special Re-Entry)」をタッチして選択してください。
- 続いて、画面の案内にしたがって、REカードのバーコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。
- 最後に、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して指紋を提供してください。また、この後顔写真を撮影しますので、カメラの方向を向いてください。
- これらの認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、職員の前に進み、旅券とあらかじめすべての欄の記入を終えたREカードを渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返却します。
これで手続はおしまいです。

8 自動化ゲートの利用に当たっての留意事項

- 単純出国する場合（再入国の予定がない場合）は、自動化ゲートは利用できませんので、一般の出国審査ブースを利用してください。
- 自動化ゲートを御利用いただいた場合は、審査ブースにおいて申し出がない限り、旅券に出入国の証印が押されませんので、証印が必要な方は、その場で証印を押すよう職員に申し出てください。

- 自動化ゲートを利用した場合、原則として（注1）、後日、証印を受けることはできませんので、出入国の記録が必要になった場合は、出入国在留管理庁に対して個人情報の開示請求（注2）を行っていただく必要があります。

なお、その手続には相当の期間を必要とします。

（注1）例外として、下記のいずれかの事情が認められる場合で、自動化ゲートを利用した御本人又は同居の御親族の方が、出国又は帰国した出入国港に旅券を持参することが可能であるときは、自動化ゲート問い合わせ先（P. 8）まで、後日の証印について御相談下さい。

- ・ 海外渡航中の運転免許証の有効期限経過による再取得の手続
- ・ 海外から帰国した場合における転入届に係る手続
- ・ 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明手続
- ・ 非居住者の免税手続
- ・ 外国査証の申請手続

（注2）開示請求先（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>）

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

住 所： 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電 話： 03-5363-3005

受 付： 午前9時から午後5時（土日祝祭日を除く。）

- 自動化ゲートの登録期限は、再入国許可又は在留カード等の有効期間の満了日の前日のいずれか遅い日までとなります。ただし、旅券等の有効期間満了日が先に到来するときは、当該旅券の有効期間満了日の前日までになります。

※再入国許可書での利用者登録については、再入国許可の有効期限までになります。

※難民旅行証明書での利用者登録については、難民旅行証明書の有効期限までになります。

（旅券に押印された登録済のスタンプの中に記入してありますので御確認ください。）。

- 乾燥、汗又は傷といった指の状態によっては、指紋が認証できないことがあります。

- 次のような場合で、自動化ゲートの利用を継続したいときは、改めて自動化ゲートの利用希望者登録申請をしていただく必要があります。

- ・ 新たな旅券を取得した場合
- ・ 氏名等に変更があった場合
- ・ 新たな再入国許可を受けた場合
- ・ 1回限り有効の再入国許可を使用した場合
- ・ 新たに在留カード等の交付を受けた場合
- ・ 在留資格が変更された場合
- ・ 在日外国公館等において旅券の有効期間を延長したり、在外日本公館において

再入国許可期間を延長した場合

(注意) 在外日本公館において延長された再入国許可により入国した場合、再度出国しようとするときは、新たな再入国許可を受ける必要があります(みなし再入国許可により出国する場合は再入国許可は不要。)

- ・ 再入国許可書をお持ちの方で、再入国許可は有効であるが、同許可書の査証欄に余白がないなどにより、新たな再入国許可書に証印の転記を受けた場合

9 自動化ゲート利用希望者登録の抹消の手続

- 利用希望者登録の抹消を希望される方は、自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書を記入し、指定登録場所で提出してください。郵送していただくこともできます(郵送する際には、封筒に「自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書在中」と朱書きして利用希望者登録をされた場所あてに送付してください。)。登録は抹消され、提供された顔写真情報及び指紋情報も消去されます。

[郵送の場合のあて先]

〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30

東京出入国在留管理局審査管理部門

〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18

名古屋出入国在留管理局審査管理部門

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

大阪出入国在留管理局審査管理部門

〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1

成田国際空港第2旅客ターミナルビル 6階

東京出入国在留管理局成田空港支局審査管理部門

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港C I Q棟

東京出入国在留管理局羽田空港支局審査管理部門

〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 C I Q棟内

名古屋出入国在留管理局中部空港支局審査管理部門

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1番地

大阪出入国在留管理局関西空港支局審査管理部門

10 自動化ゲート利用希望者登録の抹消等に関する留意事項

- 代理人による抹消の申出は認められません。
- 自動化ゲートの登録期限を過ぎると、自動化ゲートの利用ができなくなります。
- 自動化ゲートの登録期限までに、出入国管理及び難民認定法第5条に定める上陸拒否事由に該当することとなった場合、紛失や盗難などにより登録した旅券の失効が判明した場合なども同様です。

紛失後にその旅券が見つかったような場合でも、自動化ゲートの利用はできません

るので、御注意ください。

- 利用希望者登録が抹消された旨の通知は申請書に記載された居住地に郵送します（逮捕状が発付された場合など通知を行わない場合もありますので、御了承ください。）。なお、登録後の居住地の変更の届出は可能です。
- 既に利用希望者登録を行っている方で、指紋認証の不具合等を理由として指紋の再登録を希望するときは、登録を抹消した上で、改めて利用希望者登録を行っていただくことになります。

[自動化ゲートに関する問い合わせ先電話番号]

- 東京出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-034259（210））
- 名古屋出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-052259（110＃））
- 大阪出入国在留管理局 … 審査管理部門（0570-064259（210））
- 成田空港支局 … 審査管理部門（0476-34-2211）
- 羽田空港支局 … 審査管理部門（03-5708-3211）
- 中部空港支局 … 審査管理部門（0569-38-7413）
- 関西空港支局 … 審査管理部門（072-455-1457）

(以 上)

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。